

### 第三節 行政組織改革の新展開

#### 一 第二次地方分権改革と関西広域連合

##### 第二次地方分権改革

第三編第一章第三節で触れたような地方分権の動きはその後も続き、平成十八（二〇〇六）年には、地方分権改革推進法が成立するに至った。さらに、平成二十一年十二月には地方分権

改革推進計画が閣議決定された。そして、平成二十三年から数次にわたって地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が制定され、国から都道府県、または都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、自治体への義務付け・枠付けの緩和などが進められることになった。これを受けて、県では、県営住宅の入居者の基準や県道に設ける道路標識の寸法などにおいて独自の基準が設けられた。

平成二十三年には、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画や立案、実施について、国と地方が協議を行う「国と地方の協議の場」が法制化された。また、平成二十六年には、地方自治体から全国的な制度改革の提案を募る方式（「提案募集方式」）が導入された。これに県は積極的に対応し、平成二十六年度には、他府県などとの共同提案も含めて一一〇項目の提案を行った。その後も、国への提案は積極的に行われ、これまで兵庫県は都道府県で最多の提案を行ってきた。これらの兵庫県が行った提案に基づいて、大規模農地の転用許可や「地方版ハローワーク」の設置などの権限が国から都道府県に移譲された。さらに、県は、市町の提

表6 提案募集方式における都道府県別の提案数

都道府県名	提案団体数									
	H26		H27		H28		H29		H30	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	2	3	0	4	0	4	1	0	0	1
青森県	2	0	0	0	1	0	2	1	4	10
岩手県	4	3	1	0	3	0	3	6	2	21
宮城県	4	3	4	0	9	1	17	1	6	0
秋田県	4	0	2	0	2	1	2	0	9	64
山形県	3	0	2	0	0	0	3	0	2	0
福島県	9	3	2	1	5	2	2	2	11	2
茨城県	3	1	3	1	3	1	1	2	8	24
栃木県	2	2	8	3	13	2	3	1	12	0
群馬県	6	0	3	0	3	0	3	0	13	1
埼玉県	78	16	11	4	8	4	7	2	9	48
千葉県	2	4	1	4	3	2	4	5	8	6
東京都	2	8	2	2	2	7	0	50	2	95
神奈川県	135	23	8	13	2	8	3	5	13	37
新潟県	7	18	10	2	3	7	3	5	13	3
富山県	2	4	9	2	4	2	2	1	1	2
石川県	3	3	2	0	1	0	1	1	1	1
福井県	6	1	4	4	1	0	0	1	2	1
山梨県	6	0	2	0	2	2	1	28	7	42
長野県	7	4	4	0	4	0	5	2	8	1
岐阜県	7	3	3	12	5	5	2	6	4	3
静岡県	6	8	1	0	4	1	2	3	1	25
愛知県	41	17	10	6	6	4	5	8	5	3
三重県	11	0	4	0	5	0	5	0	6	2
滋賀県	3	5	60	3	69	0	57	1	20	0
京都府	59	7	62	20	43	33	83	69	30	51
大阪府	85	8	54	6	46	32	43	70	26	31
兵庫県	110	8	100	2	83	14	101	34	45	39
奈良県	6	0	3	0	2	1	6	0	4	0
和歌山県	39	2	80	0	72	0	95	9	36	0
鳥取県	69	0	77	0	77	0	77	0	51	2
島根県	1	0	2	1	2	0	2	4	1	0
岡山県	11	7	2	3	6	3	3	1	4	1
広島県	26	8	7	0	15	13	16	8	13	6
山口県	4	8	4	1	5	0	5	0	1	1
徳島県	105	0	99	0	59	0	86	0	40	1
香川県	3	2	16	1	1	2	2	0	1	1
愛媛県	22	10	17	4	6	120	4	6	11	83
高知県	2	0	12	0	1	1	2	0	9	0
福岡県	4	0	0	1	0	0	17	3	14	0
佐賀県	8	2	2	0	0	0	17	0	14	0
長崎県	49	0	12	0	0	1	17	3	14	1
熊本県	14	3	0	2	2	0	17	6	14	9
大分県	9	7	0	1	0	4	18	35	14	5
宮崎県	5	0	0	0	1	0	18	0	14	1
鹿児島県	7	0	0	0	0	0	17	0	14	3
沖縄県	7	0	0	0	0	0	17	0	14	3
合計	1,000	201	705	103	579	277	797	379	551	630

※各年の提案件数の合計は、共同提案について、提案団体ごとに集計。

(『地方分権改革・提案募集方式ハンドブック』より引用)

表7 中核市一覧（県内市指定時抜粋）

移行年月日	都道府県名	都市名	人口(人) ※指定時	計	累計 *1	中核市要件
H20.4.1	岩手 千歳 兵庫 福岡	盛岡	300,746	4市	39市	人口30万以上 (平成18年 改正後)
		柏宮	380,963			
		西宮	465,337			
		久留米	306,434			
H21.4.1	群馬 滋賀 兵庫	前橋	318,584	3市	41市 *2	同上
		大津	323,719			
		久米	462,647			
H30.4.1	福岡 埼玉 大阪 兵庫 鳥取 島根	福岡	294,247	6市	54市	人口20万以上 (平成26年 改正後)
		川口	578,112			
		八尾	268,800			
		明石	293,409			
		鳥取	193,717			
		松江	206,230			

\*1 新設合併により廃された市及び政令指定都市に移行した市は累計から除いている。

\*2 H21.4.1に岡山市が政令指定都市に移行したため累計から除いている。  
(総務省ホームページを参照して作成)

案についても、「県・市町連携提案」として提案書を作成するなど支援する取組を行ってきた。

大都市制  
度の展開

平成十八年に地方自治法が改正され、中核市に必要な条件から「法定人口五〇万未満の場合は面積一〇〇平方キロメートル以上」が外れ、「人口三〇万以上」だけに改められた。これを受けて、

兵庫県では、平成二十年に西宮市が、平成二十一年に尼崎市が、それぞれ特例市から中核市に移行した。こ

れによって、両市には身体障害者手帳の交付や民間保育所の設立認可などの事務が県から移譲された。

さらに、前述した地方分権改革の進展によって都道府県から市への権限移譲が進み、特例市として固有に処理する都道府県の権限が減少していることなどを背景として、平成二十六年の地方自治法改正によって、特例市制度が廃止されるとともに、中核市の指定を受けるための要件が「法定人口三〇万以上」であったものが「法定人口二〇万以上」に緩和されることになった。これを受けて、明石市が平成三十年に中核市に移行した。また、前述の改正地方自治法が施行される時点で中核市に移行していない特例市は、施行時特例市に指定され、従来の特例市の事務権限を引き続き保持

することになった。平成三十年十二月現在、兵庫県内では、加古川市と宝塚市が施行時特例市となっている。

#### 関西広域 連合の設立

本章第一節で見たように、平成二十二年十二月一日に関西広域連合が設立された。関西広域連合は、地方自治法に定められた広域連合長や広域連合議会の他に、独自の組織体制として、構成団体の長を委員とする広域連合委員会や、住民などから幅広く意見を聴取し、広域連合の実施事務やその将来像について協議する広域連合協議会が設けられている。

このうち、広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票によって選挙することになっている。任期は二年で再任は妨げられていない。初代広域連合長には、井戸兵庫県知事が選出され、その後、五期連続で再任された。

独自に設置された関西広域連合委員会は、広域連合の運営にあたって必要となる企画・立案や総合調整に資するために設けられた、構成団体の長を委員とする合議機関である。さらに、構成団体の長の主導の下に各分野の事務事業を迅速に推進するため、各委員が特定の分野を担当し、委員の下に各分野の事務局を置くというように、分散型の事務局体制がとられた。

発足当初の関西広域連合では、防災、観光・文化、産業、医療、環境の五つの分野での広域政策課題への対応と、資格試験・免許等、広域職員研修の二つの共同事業の実施を目指して、広域的な事務事業が展開されることになった。兵庫県の井戸知事は広域防災の分野を担当し、その事務局は兵庫県に置かれた。

その後、広域防災については、広域防災計画の策定や、災害発生時の応援体制の強化、感染症のまん延など緊急事態における構成団体間の連携・調整などが取り組まれた。その一環として、関西圏で近い将来に発

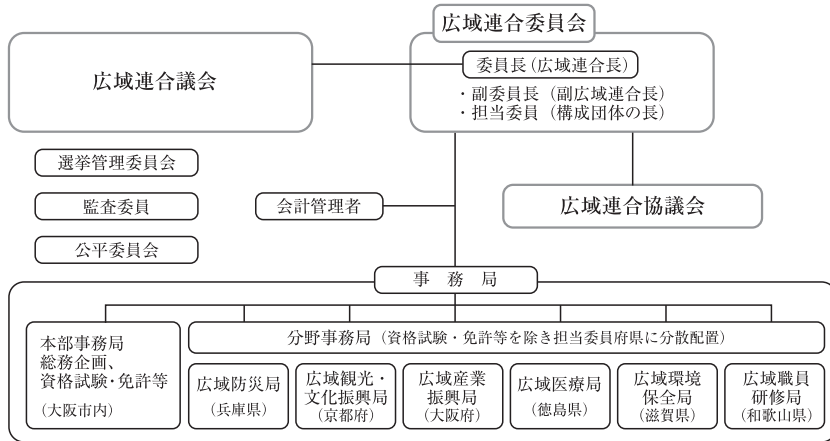


図6 関西広域連合の組織(平成22年)

(関西広域連合パンフレットより引用)

生が懸念される南海トラフ地震などの大規模広域災害に対応するために、平成二十四年から二十六年にかけて「関西防災・減災プラン」が作成された。また、平成二十五年には、大規模広域災害発生時に、関西広域連合及び構成団体が、連携県、市町村及び関係機関・団体と連携し、円滑に応援・受援を行うことを目的として、応援・受援に関する体制や活動の内容・手順などをまとめた「関西広域応援・受援実施要綱」が策定された(第二章第一節一参照)。

このほか、ドクターヘリの一体的な運用など広域救急医療体制の充実化が図られるとともに、「広域交通インフラの基本的な考え方」(平成二十五年)や「関西エネルギープラン」(二十六年)を策定するなど各種政策の企画・調整が進められた。さらに、関西広域連合は、発足以来、国に対して出先機関の地方移管や国の事務・権限の移譲などを求めて各種の提案も行ってきた。しかし、現在に至るまでほとんど実現には至っていない。

総合特別区域法と

国家戦略特別区域法

平成二十二年に成立した菅直人<sup>かんなおと</sup>内閣は、「経済社会が抱える課題の解決を新たな



写真 14 関西広域連合ドクターヘリ（左：3府県ドクターヘリ、右：兵庫県ドクターヘリ）（左：公立豊岡病院組合提供、右：加古川医療センター提供）

わじ市、淡路市）が地域活性化総合特別区域に指定された。

平成二十五年には、「民間投資を喚起する成長戦略」を掲げた第二次安倍晋三内閣によって、国家戦略特別区域を設けて、「規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって

需要や雇用創出のきっかけとし、それを成長につなげようとする政策」を採り、その実現のための戦略として、「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の一体的実現に主眼を置く「新成長戦略」を閣議決定した。そして、その一環として、平成二十三年に、総合特別区域を設定し、規制の特例措置や総合特区支援利子補給金などの特別の措置を適用することなどについて定めた総合特別区域法が制定された。同法によって、産業の国際競争力の強化を推進する国際戦略総合特別区域と、地域の活性化を進める地域活性化総合特別区域という、二つの総合特別区域が設けられることになった。

兵庫県では、ライフサイエンス分野・エネルギー分野での日本の発展・成長を牽引し、アジア市場でのイニシアチブの獲得を目指す「関西イノベーション国際戦略総合特区」（指定を受けた地方公共団体…京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市）が国際戦略総合特別区域の指定を受けた。また、「エネルギーが持続する地域」及び「農と暮らしが持続する地域」の実現を目指す「あわじ環境未来島特区」（指定を受けた地方公共団体…兵庫県、洲本市、南あ

## 第一章 地方分権改革の新たなステージへ

表8 兵庫県に係る国家戦略特別区域における認定事業（平成30年度）

【関西圏】認定事業数11（兵庫県関係のみ）

事項・事業名	事業主体	計画認定日
国家戦略特別区域高度医療提供事業	①(地独)神戸市民病院機構（旧(公財)先端医療振興財団）	H26.9.30 (H29.5.22変更)
国家戦略道路占用事業	②姫路市	H27.9.9
歴史的建築物利用宿泊事業*	③(一社)ノオト	H27.3.19
特定非営利活動法人設立促進事業	④兵庫県、神戸市	H27.10.20
国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業	⑤兵庫県立粒子線医療センター	H27.11.27
国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	⑥兵庫県	H29.5.22
都市公園占用保育所等施設設置事業*	⑦(社福)いちにわたけのこ会	H28.12.12
地域農畜産物利用促進事業	⑧(株)丸尾牧場、⑨(株)淡路の鳥菜園	いずれも H30.3.9
	⑩藤井大輔	H30.6.14
	⑪(株)タネノチカラ	H31.2.14

【養父市】認定事業数24

事項・事業名	事業主体	計画認定日
農地等効率的利用促進事業	①養父市	H26.9.9
農業法人経営多角化等促進事業*	②(有)新鮮組、③(株)東海近畿クボタ、④吉井建設(有)、⑤オリックス(株)及びやぶパートナーズ(株)、⑥ヤンマーアグリイノベーション(株)、⑦(株)姫路生花卸売市場、⑧(株)マイファームハニー、⑨(株)アグリイノベーターズ	いずれも H27.1.27
	⑩(株)トーヨーエネルギーファーム、⑪山陽Amnak(株)、⑫福井建設(株)及び(株)オーク	いずれも H27.9.9
農業への信用保証制度の適用関連事業*	⑬養父市	H27.1.27
歴史的建築物利用宿泊事業*	⑭(一社)ノオト	H27.1.27
国家戦略特別区域高齢退職者就業促進事業*	⑮(公社)兵庫県シルバー人材センター協会	H27.9.9
特定非営利活動法人設立促進事業	⑯兵庫県	H27.10.20
法人農地取得事業	⑰(株)Amnak、⑱兵庫ナカバヤシ(株)、⑲(株)やぶの花	いずれも H28.11.9
	⑳住環境システム協同組合	H29.2.21
	㉑(株)マイファームハニー	H30.3.9
国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業	㉒(特非)養父市マイカー運送ネットワーク	H29.12.15
国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業	㉓兵庫県	H30.6.14
地域農畜産物利用促進事業	㉔中村傑	H31.2.14

\*：規制の特例措置が全国展開された事項・事業

（「平成30年度国家戦略特別区域の評価について」を参照して作成）



国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること」を目的とする国家戦略特別区域法が制定された。同法に基づいて、兵庫県では、医療などのイノベーションの拠点として「関西圏」（大阪府、兵庫県、京都府）が、中山間地農業の改革拠点として養父市やぶが、国家戦略特別区域に認定された。平成三十年度現在、「関西圏」では四一事業（うち兵庫県に関するものは一一事業）が、養父市では二四事業が、規制の特例措置などを活用することが可能な事業として認定を受けている（養父市については第三章第二節三参照）。

## 二 新時代に対応した組織・制度改革

**県本庁組織** 震災復興や三位一体の改革などによって県の財政状況は悪化し、更なる行財政構造改革が進む見直し 震災復興や三位一体の改革などによって県の財政状況は悪化し、更なる行財政構造改革が進む見直し められることになった。平成十九年七月に行財政構造改革会議（座長・平松一夫ひらまつかずお 関西学院大学学長）

が設置され、二十年二月、本庁組織の再編や職員の給与・人事のあり方などについて「新行財政構造改革推進方策（第一次）」が策定された。これを受けて、同年四月に、「選択と集中の徹底による課題解決型へと施策の重点化を図り、参画と協働を基本姿勢に、県民本位、生活重視、現場主義の県政を推進していく」ことを目的として、次のように本庁組織の再編が行われた。

まず、地域の将来像の検討や地域づくり活動、生活文化、ボランティア活動などの県民生活に関する施策と、県政の総合的な企画・調整・管理を一体的に推進するために、県民生活部と企画管理部を統合再編して、新たに企画県民部が設置された。さらに、企画県民部には、復興対策と防災対策の一体的な推進の観点から、県土整備部から震災復興部門も移管された。また、地球温暖化対策や森林の保全などを一体的に推進するた





写真15 兵庫県庁舎（平成30年）

めに、農林水産部と健康生活部の環境部門が統合再編され、農政環境部が設けられた。これに伴って、健康生活部の名称は健康福祉部に改められた。これらの組織改編によって、企画県民部、健康福祉部、産業労働部、農政環境部、県土整備部の五部体制となった。

マイナンバー 平成二十五年五月二十四日、全国民と中长期在留者や特別永住者の外国人に一二桁の番号（マイナンバー）を割り振り、

社会保障や納税などに関する情報を一元的に管理する制度を導入するマイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）が成立した。そして、平成二十七年十月からマイナンバーが記載された通知カードが送付され、二十八年一月からマイナンバーの利用が開始された。

マイナンバー法は、生活保護法や地方税法に基づく事務など、都道府県などがマイナンバーを主体的に利用することができる事務を定めている。さらに、それ以外の事務でも、社会保障、税、防災及びそれに類する事務であれば、条例を定めることによって地方公共団体の執行機関がマイナンバーを利用することが認められている。これを受けて、県では、平成二十七年十月に、マイナンバーを独自に活用する事務等を定めた条例が制定され、就学支援金の支給などにおいてマイナンバーを独自に利用することとなった。

### 兵庫県規制改革 推進会議の設置

二〇〇〇年代以降、県は規制緩和に精力的に取り組んできた。その一環として、平成三十年五月には、県及び市町が条例などによって独自に設けている規制が、社会構造や経済情

勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となつてゐる事例を掘り起こし、その規制のあり方について、有識者などによる協議・検証を行うことを目的として、兵庫県規制改革推進会議（委員長…中川丈久<sup>なかがわ たいく</sup>神戸大学大学院法学研究科教授）が設置されている。

同会議は、市町や県内で事業を行っている企業・団体、県民などに対して、県及び県内市町の条例などに基づく独自規制により行政や企業などの事業活動の妨げとなつてゐるものを見直しや、県民サービスの向上につながる行政手続の簡素化などに関する提案を募集してきた。これまで、同会議に出された提案に基づいて、入札参加資格審査申請時の納税証明書の省略など、規制や行政手続が緩和されるに至つてゐる。

### 三 県政一五〇周年

県政一五〇周年 平成三十年七月十二日、県は誕生から一五〇周年を迎え、これを記念して神戸国際会館こく年事業の展開 さいホール（神戸市中央区）において県政一五〇周年記念式典が開催された。約一六〇〇名

の参加者のもとで、兵庫の将来像を描く「兵庫二〇三〇年の展望」の案が発表されたほか、小学生の発表として作文コンクールの優秀三作品の朗読が、中学生の発表として県内の中学校コーラス部の合唱が、高校生  
の発表として高校生が考える「県政一五〇周年記念事業」より二つの提案の紹介が、それぞれ行われた。さらに、佐渡裕<sup>さど ゆたか</sup>の指揮による兵庫芸術文化センター管弦楽団の記念演奏や、五百旗頭真<sup>いおき べまこと</sup>兵庫県立大学理事長による記念講演（近代日本と兵庫の一五〇年）などが催された。

他に、県政一五〇周年事業の一環として『兵庫県百年史』（昭和四十二（一九六七）年）を継ぐ次の五〇年



写真16 県政150周年記念式典

の県史の編纂が行われたほか、「ふれあいフェスティバル in 東播磨」や「ひょうご博覧会 in 大阪2018」などのイベントが開催された。また初代県庁舎の復元再建事業が展示施設の新設と合わせて開始された。

さらに、県民が自主的に企画・実施する記念事業を県民や各種団体とともに推進することを目的として、地域団体やNPOなどの各種団体が行う種々のイベントや活動などに対して助成が行われた。同助成には、約一三〇〇件の申請があり、芸術文化、国際交流、地域づくりなど多岐にわたる事業が展開された。